

船舶事故調査報告書

平成22年9月16日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）

委員 山本 哲 也

委員 根本 美 奈

事故種類	衝突
発生日時	平成22年7月10日（土） 06時50分ごろ
発生場所	兵庫県播磨町東播磨港二見人工島南方沖 江井ヶ島港西防波堤灯台から真方位223° 5, 500m付近 (概位 北緯34° 38.2' 東経134° 52.2')
事故調査の経過	平成22年7月12日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 遊漁船 ^{としろう} 俊郎丸、10トン 260-24724、個人所有 13.64m(Lr)×3.50m×1.15m、軽合金 ディーゼル機関、441kW、平成元年4月26日 B 漁船 ^{すみよし} 住吉丸、4.9トン HG3-36142（漁船登録番号）、個人所有 12.06m(Lr)×2.93m×1.00m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数15、昭和62年7月25日
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 46歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和59年12月3日 免許証交付日 平成21年6月25日 (平成26年12月2日まで有効) B 船長B 男性 78歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和49年12月19日 免許証交付日 平成21年6月25日 (平成26年9月16日まで有効)
死傷者等	A 負傷1人（釣客）左側頭部裂傷 B なし
損傷	A 右舷中央部外板に凹損及び船首部のオーニングの支柱が曲損 B 左舷船首部外板に擦過傷
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、釣客26人を乗せ、平成22年7月10日06時00分ごろ、兵庫県東播磨港二見人工島南方沖で、船首を東に向けた状態で漂泊し、遊漁を始めた。 船長Aは、操縦席右側の窓から顔を出したり、左舷側はモニターカメラを見たりして釣糸の状態を監視し、釣糸が海中にほぼ垂直になるよう、適

	<p>宜、機関及び舵を使用して船体の向きを調整していた。</p> <p>船長Aは、釣客の様子や船体の向きを調整することに注意を向けていたので、右舷後方45°付近から接近するB船に気付かずに漂泊を続け、釣客の「船が来る。危ない。」との叫び声を聞き、右舷後方至近にB船を初めて視認したが、直後に衝突した。</p> <p>B船は、船長Bほか1人が乗り組み、二見人工島南方沖で底びき網漁の操業を繰り返し、06時45分ごろ4回目の揚網を終えた。</p> <p>船長Bは、次の投網場所に移動することにしたが、周囲を一見しただけで他船がないものと思い、前方の見通しが良い操舵室で操縦せずに、操業時に使用する後部甲板に設置された操縦装置（以下「後部操縦装置」という。）により、機関を前進にかけて北東進を始め、他の乗組員は、次の投網に備えて網の準備に取りかかった。</p> <p>船長Bは、通常、漁場を移動する場合などにおいては、見通しが良い操舵室で操縦することにしてはいたが、次の投網場所までの距離が近いので、操舵室で操縦せずに、後部操縦装置を使って操縦した。しかし、後部操縦装置の位置からは、船首方に死角が生じていた。</p> <p>船長Bは、後部操縦装置の位置で見張りをを行いながら北東進中、前方至近にA船を初めて視認して驚き、クラッチを中立としたが、06時50分ごろ、A船の右舷中央部とB船の船首とが衝突した。</p> <p>事故後、船長Bは、負傷した釣客を乗せて東播磨港に帰港し、救急車を手配して病院に搬送した。</p>								
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好、日出時刻 04時56分 海象：海上 平穏、潮汐 高潮期、潮流 西流</p>								
<p>その他の事項</p>	<p>船長Aは、事故当時、視界が良かったのでレーダーを使用していなかった。</p> <p>B船は、操舵室からの前方の見通しは良好であったが、後部操縦装置の位置からは、船首部の構造物などによって船首方の死角が生じていた。</p>								
<p>分析</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="517 1314 815 1357">乗組員等の関与</td> <td data-bbox="815 1314 1457 1357">あり</td> </tr> <tr> <td data-bbox="517 1357 815 1400">船体・機関等の関与</td> <td data-bbox="815 1357 1457 1400">あり</td> </tr> <tr> <td data-bbox="517 1400 815 1442">気象・海象の関与</td> <td data-bbox="815 1400 1457 1442">なし</td> </tr> <tr> <td data-bbox="517 1442 815 1960">判明した事項の解析</td> <td data-bbox="815 1442 1457 1960"> <p>A船は、二見人工島南方沖で遊漁のため漂泊中、B船は、漁場に向けて北東進中、両船が適切な見張りを行っていなかったことから、両船が衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、釣客の様子や船体の向きを調整することに注意を向けていて、周囲の適切な見張りを行っていなかったため、右舷後方から接近するB船に気付かなかったものと考えられる。</p> <p>船長Bは、後部操縦装置の位置において、船首方の死角を補う適切な見張りを行っていなかったことから、船首方の死角に入っていたA船に気付かなかったものと考えられる。</p> </td> </tr> </table>	乗組員等の関与	あり	船体・機関等の関与	あり	気象・海象の関与	なし	判明した事項の解析	<p>A船は、二見人工島南方沖で遊漁のため漂泊中、B船は、漁場に向けて北東進中、両船が適切な見張りを行っていなかったことから、両船が衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、釣客の様子や船体の向きを調整することに注意を向けていて、周囲の適切な見張りを行っていなかったため、右舷後方から接近するB船に気付かなかったものと考えられる。</p> <p>船長Bは、後部操縦装置の位置において、船首方の死角を補う適切な見張りを行っていなかったことから、船首方の死角に入っていたA船に気付かなかったものと考えられる。</p>
乗組員等の関与	あり								
船体・機関等の関与	あり								
気象・海象の関与	なし								
判明した事項の解析	<p>A船は、二見人工島南方沖で遊漁のため漂泊中、B船は、漁場に向けて北東進中、両船が適切な見張りを行っていなかったことから、両船が衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、釣客の様子や船体の向きを調整することに注意を向けていて、周囲の適切な見張りを行っていなかったため、右舷後方から接近するB船に気付かなかったものと考えられる。</p> <p>船長Bは、後部操縦装置の位置において、船首方の死角を補う適切な見張りを行っていなかったことから、船首方の死角に入っていたA船に気付かなかったものと考えられる。</p>								
<p>原因</p>	<p>本事故は、二見人工島南方沖において、A船が漂泊中、B船が北東進中、両船が適切な見張りを行っていなかったため、両船が衝突したことに</p>								

	より発生したものと考えられる。
--	-----------------